世田谷区シニアボランティア・ポイント事業実施要綱

平成２０年２月１４日

１９世保福介第８６９号

目次

　第１章　総則（第１条―第４条）

　第２章　研修（第５条・第６条）

　第３章　シニアボランティア・ポイント（第７条―第９条）

　第４章　介護保険料負担軽減資金支給（第10条―第13条）

　附則

　　　第１章　総則

（趣旨）

第１条　この要綱は、介護保険法（平成９年法律第123号）第115条の45に規

　定する地域支援事業として実施する世田谷区シニアボランティア・ポイント

　事業（以下「本事業」という。）について必要な事項を定めるものとする。

（事業の目的）

第２条　本事業は、その実施により、高齢者の社会参加及び地域貢献を推進し、

　高齢者の健康づくりや介護予防に資することを目的とする。

（定義）

第３条　この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各

　号に定めるところによる。

　(１)　シニアボランティア活動　研修を修了した者が行う次の活動をいう。

　　ア　世田谷区シニアボランティア登録施設等実施要綱（平成20年２月14

　　　日19世保福介第870号）第１条に規定する登録施設等の指定を受けた介

　　　護保険施設等において行われるボランティア活動

　　イ　世田谷区あんしんすこやかセンターボランティア実施要綱（平成26年

　　　３月28日25世介予第219号）第３条第１項第１号及び第２号に掲げる

　　　高齢者見守りボランティアの活動及び介護予防ボランティアの活動

　　ウ　世田谷区高齢者安心コール事業実施要綱（平成16年７月20日世在サ

　　　在発第289号）第２条に規定する訪問援助

　(２)　研修　せたがやシニアボランティア・ポイント事業の概要及びボラン

　　　ティア活動に必要なその他事項についての理解を深めるためのシニアボ

　　　ランティア研修をいう。

　(３)　研修対象者　研修の対象となる者をいう。

　(４)　ポイント　研修対象者が研修を修了したときに付与し、又は当該対象

　　　者がシニアボランティア活動に参加したときに当該活動の実績に応じて

　　　付与するシニアボランティア・ポイントをいう。

　(５)　ポイント対象者　ポイントを付与する対象となる者をいう。

　(６)　介護保険料負担軽減資金　介護保険料の負担に係る経済的出損の軽減

　　　を図ることを目的としてポイント数に応じて支給する金員をいう。

　(７)　軽減資金対象者　介護保険料負担軽減資金を支給する対象となる者を

　　　いう。

（通称名）

第３条の２　本事業の通称名は、せたがやシニアボランティア・ポイント事業

　とする。

（対象者）

第４条　研修対象者は、研修の開催日時点で現に区内に住所を有し、区が保険

　者である介護保険の第１号被保険者（以下「第１号被保険者」という。）とす

　る。

２　ポイント対象者は、前項の対象者のうち、次条の研修の受講者及び研修を

　修了し、シニアボランティア活動に参加した者とする。

３　軽減資金支給対象者は、ポイントを付与された者で、第11条に定める申請

　を行い、第12条に定める制限事由に該当しない者とする。

　　　第２章　研修

（研修）

第５条　区長は、研修対象者のうち、シニアボランティア活動の参加を希望す

　る者に対し、開催するものとする。

２　区長は、研修を委託して行うことができる。

（修了証）

第６条　区長は、研修を修了した者に対し、修了証を発行する。

　　　第３章　シニアボランティア・ポイント

（シニアボランティア手帳）

第７条　区長は、ポイント対象者のうち、シニアボランティア活動の参加を希

　望する者に対し、当該年度において有効なシニアボランティア手帳（以下「手

　帳」という。）を交付するものとする。

２　手帳は、前項に規定する者に対し、次に掲げる区分に応じ、当該各号に定

　める場所において交付するものとし、同一年度において、１冊に限り交付す

　る。

　(１)　研修受講年度　当該研修の実施場所

　(２)　研修受講年度以外　当該活動の実施場所等

３　ポイント対象者より手帳の汚損、破損、紛失による再交付の求めがあった

　ときは、手帳を再交付するものとする。

（ポイントの付与）

第８条　ポイントの付与数は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定め

　る数とする。

　(１)　介護保険施設等においてシニアボランティア活動に参加したとき　当

　　　該活動１時間につき１ポイント

　(２)　あんしんすこやかセンターにおいてシニアボランティア活動に参加し

　　　たとき　当該活動１回につき１ポイント又は２ポイント

　(３)　高齢者安心コール事業実施要綱第１条に規定する世田谷区高齢者安心

　　　コール事業のうちシニアボランティア活動に参加したとき　当該活動１

　　　回につき１ポイント

　(４)　研修を修了したとき　１ポイント

２　前項第１号の適用にあっては、同一の介護保険施設等における同一人に対

　する当該活動に係るポイントの付与数は、１日につき２ポイントを上限とす

　る。

３　ポイントの付与は、Ｖスタンプ（第１号様式）により行うものとする。

４　ポイントの付与は、同一年度において、同一人について120ポイントを上

　限として行い、これを超えるポイントの付与は無効とする。

５　区長は、第１項第１号、第２号又は第３号の規定によるポイントの付与を、

　当該活動を実施した介護保険施設等の長に依頼するものとする。

（ポイントの有効期限等）

第９条　ポイントは、ポイントの付与を受けた日の属する年度の末日の翌日か

　ら起算して２年間、その効力を有するものとする。

２　ポイントは、ポイントの付与を受けた者が第１号被保険者の資格を喪失し

　たときは、前項の規定に係わらず、当該喪失の日の翌日から起算して３箇月

　を経過したときに、その効力を失う。

　　　第４章　介護保険料負担軽減資金支給

（介護保険料負担軽減資金の額）

第10条　区長は、10ポイント以上有する軽減資金支給対象者（第１号被保険者

　の資格を喪失した者であって、当該喪失の日の翌日から起算して３箇月以内

　の場合における対象者であった者を含む。以下同じ。）から申請があったとき

　は、予算の範囲内において、１ポイントにつき50円として算定した額に相当

　する介護保険料負担軽減資金を支給することができる。

（介護保険料負担軽減資金の申請）

第11条　区長は、介護保険料負担軽減資金の支給を受けようとする者に、Ｖス

　タンプ（手帳に貼付されたものに限る。）を添付した介護保険料負担軽減資金

　支給申請書（第２号様式）により申請をさせるものとする。

２　前項の申請は、付与を受けた年度の翌年度又は翌々年度の４月１日から５

　月31日（この日が、区の休日に当たるときは、その翌日）までの間に行わせ

　るものとする。ただし、年度の途中において第１号被保険者の資格を喪失し

　た者が申請する場合、年度途中で120ポイントの上限に達した場合又はその

　他やむを得ない事由があると認めるときは、この限りでない。

（申請の制限事由）

第12条　区長は、次の各号のいずれかに該当するときは、介護保険料負担軽減

　資金を支給することができない。

　(１)　第１号被保険者（第１号被保険者の資格を喪失した者であって、当該

　　　資格を喪失の日の翌日から起算して３箇月以内の場合における対象者で

　　　あった者を含む。）でないとき。

　(２)　有効なポイントが10ポイント未満のとき。

　(３)　区が行う介護保険の第１号保険料を滞納しているとき。

　(４)　偽りその他不正の手段によりＶスタンプの貼付を受け、又は貼付を行

　　　ったとき。

　(５)　研修を修了していないとき。

２　区長は、同一年度において、同一人に対し120ポイントに相当する額を超

　えて介護保険料負担軽減資金の支給の申請をさせることはできない。

（介護保険料負担軽減資金の支給決定等）

第13条　区長は、申請書の提出があった場合は、前条の規定に掲げるところに

　より審査し、介護保険料負担軽減資金の支給を決定したときは、介護保険料

　負担軽減資金支給決定通知書（第３号様式）により、介護保険料負担軽減資

　金の不支給を決定したときは、介護保険料負担軽減資金不支給決定通知書（第

　４号様式）により、申請者に通知するものとする。

２　区長は、前項の規定により通知を行うときは、Ｖスタンプを申請者に返還

　するものとする。

　　　附　則

（施行期日）

１　この要綱は、平成20年４月１日から施行する。ただし、次項の規定は、同

　年２月15日から施行する。

２　この要綱を施行するために必要な研修の実施、手帳の交付その他の行為は、

　この要綱の施行前においても行うことができるものとする。

　　　附　則（平成20年４月１日20世保福介第1279号）

　この要綱は、平成20年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成21年３月24日20世保福介第1298号）

　この要綱は、平成21年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成22年10月29日22世介保第661号）

　この要綱は、平成22年11月１日から施行する。

　　　附　則（平成24年３月22日23世介保第1015号）

　この要綱は、平成24年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成24年11月６日24世介保第953号）

　この要綱は、平成25年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成26年３月28日25世介保第1243号）

　この要綱は、平成26年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成27年３月31日26世介保第1258号）

　この要綱は、平成27年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成30年２月19日29世介保第1507号）

　この要綱は、平成30年４月１日から施行する。

　　　附　則（平成30年８月23日30世介保第813号）

　この要綱は、平成30年９月１日から施行する。

　　　附　則（令和２年３月６日31世介保第1696号）

 この要綱は、平成２年４月１日から施行する。

　　　附　則（令和３年３月31日２世介保第1750号）

１　この要綱は、令和３年４月１日から施行する。

２　この要綱の施行の際、改正前に作成された様式の用紙で現に残存するもの

　は、当分の間、使用することができる。

　　　附　則（令和４年３月11日３世介保第1448号）

　この要綱は、平成４年４月１日から施行する。

第１号様式（第８条関係）

 

登録施設等識別符号

せたがやシニアボランティア

第２号様式（第１１条関係）

**介護保険料負担軽減資金支給申請書**

年　　月　　日

世田谷区長　あて

私は、次のとおり介護保険料負担軽減資金の支給を申請します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請者（手帳所持人） | フリガナ |  |
| 氏　名 | 　　 |
| 生年月日 | 　　　　年　　　 月　　 　日（　　　歳） |
| 住　　所 |  |
| 介護保険被保険者番号 |  |

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請ポイント | ポイント | ←ポイント数は訂正できません |

* **申請者ご本人の口座を記入してください。**

|  |  |
| --- | --- |
| 金融機関名 |  |
| 支店名 |  |  |
| 預金種別 | 普通 | 当座 |
| 口座番号 |  |  |  |  |  |  |  |
| フリガナ |  |
| 氏 名 |  |

第３号様式（第１３条関係）

介護保険料負担軽減資金支給決定通知書

年　　月　　日

あて

世田谷区長名　印

先に申請いただきました介護保険料負担軽減資金の支給の申請について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

１　申請したポイント　　　　　　　　　　　ポイント

２　介護保険料負担軽減資金支給額　　　　　円

※　介護保険料負担軽減資金は、　年　　月　　日頃に、ご指定いただいた口座への振り込みによりお支払いいたします。

 第４号様式（第１３条関係）

介護保険料負担軽減資金不支給決定通知書

年　　月　　日

あて

世田谷区長名　印

先に申請いただきました介護保険料負担軽減資金の支給の申請について、下記のとおり不支給を決定しましたのでお知らせいたします。

記

１　不支給理由